

平成 28 年 6 月 23 日
302 会議室

平成 28 年第 12 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成28年第12回立川市教育委員会定例会

1 日 時 平成28年6月23日(木)

開会 午後 1時30分

閉会 午後 2時14分

2 場 所 302会議室

3 出席者

教育長 小町 邦彦

教育委員 松野 登 田中 健一

伊藤 憲春 佐伯 雅斗

署名委員 佐伯 雅斗

4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長 栗原 寛

教育総務課長 庄司 康洋

学務課長 田村 信行

指導課長 小瀬 和彦

統括指導主事 金井 誠

教育支援課長 矢ノ口美穂

統括指導主事 桐井 裕美

学校給食課長 新土 克也

生涯学習推進センター長 浅見 孝男

図書館長 土屋英真子

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係 西上 大助

安藤 悦宏

案 件

1 議案

- (1) 議案第27号 立川市就学支援等検討委員会規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第28号 立川市特別支援教室利用判定審査会規則の制定について
- (3) 議案第29号 立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について

2 協議

- (1) 図書館の臨時休館について

3 報告

- (1) 施設予約システムの休止について
- (2) 立川市教育委員会表彰基準の改定について
- (3) 通学区域変更説明会について

4 その他

平成 2 8 年第 1 2 回立川市教育委員会定例会議事日程

平成 2 8 年 6 月 2 3 日
3 0 2 会 議 室

1 議案

- (1) 議案第 2 7 号 立川市就学支援等検討委員会規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第 2 8 号 立川市特別支援教室利用判定審査会規則の制定について
- (3) 議案第 2 9 号 立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について

2 協議

- (1) 図書館の臨時休館について

3 報告

- (1) 施設予約システムの休止について
- (2) 立川市教育委員会表彰基準の改定について
- (3) 通学区域変更説明会について

4 その他

◎開会の辞

○小町教育長 ただいまから、平成28年第12回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

次に、署名委員に佐伯委員、お願いいたします。

○佐伯委員 はい。承知いたしました。

○小町教育長 次に議事内容の確認を行います。本日は、議案3件、協議1件、報告3件でございます。その他は議事進行過程で確認をいたします。

次に、出席者の確認を行います。栗原教育部長、お願いいたします。

○栗原教育部長 本日の第12回立川市教育委員会定例会への出席管理職でございますが、教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、金井統括指導主事、教育支援課長、桐井統括指導主事、学校給食課長、生涯学習推進センター長、図書館長でございます。

◎議 案

(1) 議案第27号 立川市就学支援等検討委員会規則の一部を改正する規則について

○小町教育長 それでは、議案(1)議案第27号、立川市就学支援等検討委員会規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。

矢ノ口教育支援課長、説明をお願いいたします。

○矢ノ口教育支援課長 それでは教育支援課より、議案第27号、立川市就学支援等検討委員会規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

今回の改正点は2点でございます。

まず1点目は、第2条の第2項、所管事項を追加するものでございます。本市では通常の学級に在籍をいたします肢体不自由等のある児童生徒に対し、介助員を配置しまして学校生活を支援しておりますが、近年、障害の状況等が非常に多様化している実態がございます。そこで今年度より、事業所から派遣されるマンツーマンの介助員事業を活用するか、または特別支援教育支援員を学校に複数配置し、状況に応じまして個別対応を行うか、場面に応じて、また状況に応じて柔軟な対応ができるよう選択できることといたしました。この見直しに伴いまして就学支援等検討委員会において、介助の必要性や支援の程度、内容にかかる審議を行うことで適正な制度運用や支援にあたる人材の確保を円滑に進めたいと考えています。

2点目は、第5条に規定する委員構成の変更でございます。これまでも本検討委員会につきましては、より専門的で多角的な審議を行うため委員構成を変えてきた経過がございます。昨年度より教育部長が務めていました委員長職を、外部委員であります学識経験者に置き換え、審議の客観性を高めたところでございますが、運用から1年が経過し、特に課題もないことから教育部長を委員から外すことといたします。さらに、審議を行う上で就学前の支援の状況や保育園等での集団生活の様子なども十分に斟酌する必要があり、東京都から

も就学前機関との連携強化を求められているところです。このため、発達支援やドリーム学園を所管しています子ども家庭部子ども家庭支援センター長を、教育委員会事務局の指導課長に替えまして加えることといたします。

説明は以上でございます。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、松野委員。

○松野委員 場面とか状況に応じて対応していく、この趣旨とても良いと思います。

○小町教育長 ほか、ございますか。田中委員。

○田中委員 今、矢ノ口教育支援課長から説明があった中で、第2条の(2)通常の学級に在籍する肢体不自由等のある児童及び生徒の支援に係る調査及び審議に関すること、ここで1つ伺いたいののですが、先ほどご説明にもありましたように、今日障害が多様化してきている、そのために個別指導そしてまた柔軟な対応をしていきたいと。その上で適切な指導を今後とも進めていきたいというお話がありましたが、この第2条(2)の文面、調査及び審議に関すること、この中には合理的な配慮は入らないと思いますが、これについての詳しい説明、どういった場合に調査になるのか、どういうことが審議されるのか、今後の見通しについて伺いたいのが1点です。

あと、第2条の(3)その他検討委員会が必要と認めること、とあります。この検討委員会が必要と認める事案とは例えばどういうことがあるのか、その2点をお伺いし今回の改正についての理解を深めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○小町教育長 矢ノ口教育支援課長、お願いします。

○矢ノ口教育支援課長 2点ご質問いただきましたので順次お答えいたします。

まず1点目の第2条第2項の部分でございますが、ここには合理的配慮という文言は入りませんが、もちろんそういった観点を基調としながら審議を進めていただくものです。調査及び審議ということでございますが、専門の委員にご審議をいただくにあたりまして必要な、例えば当該児童生徒の状況に係る医師の診断書あるいは療育機関のPTやOTの意見書、現在の保育園等での支援の様子や集団生活の様子などを、就学相談員を中心としまして調査した結果をこの検討委員会の中に上げていくものでございます。

2点目にご質問いただきました、その他検討委員会が必要と認めることの内容でございますが、一般的には就学支援等検討委員会は就学相談や転学相談をご利用いただいたケースにつきまして審議を行うものでございますが、その流れを経ずに、例えば他市から、特別支援学級から転入をされていらっしゃる。明日から学校に通いますといったケースについて追認をするといったケースがこれまでにございました。いずれにしても支援や指導が途切れないようにということで、この検討委員会を設置しているものでございますので、ご本人方の不都合にならないようなことを加えていこうと思っているところです。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 今ご説明がありました第2条の2項並びに3項、これについての検討委員会の職務内容含めて、それぞれ調査及び審議、あるいは必要に応じての検討、それについて丁寧な説明ありがとうございました。

○小町教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。

お諮りいたします。議案第27号、立川市就学支援等検討委員会規則の一部を改正する規則について、提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第27号、立川市就学支援等検討委員会規則の一部を改正する規則について、は承認されました。

◎議 案

(2) 議案第28号 立川市特別支援教室利用判定審査会規則の制定について

○小町教育長 次に、議案(2)議案第28号、立川市特別支援教室利用判定審査会規則の制定について、に入ります。

矢ノ口教育支援課長、説明をお願いします。

○矢ノ口教育支援課長 それでは、議案第28号、立川市特別支援教室利用判定審査会規則の制定について、ご説明いたします。

本年4月より東京都のガイドラインに沿いまして、小学校の情緒障害等通級指導学級を順次、特別支援教室に移行しているところでございます。今月末には新制度になって初めて判定審査を行うことから、新たに立川市特別支援教室等利用判定審査会規則を制定し、委員の構成や必要な帳票について整理をするものでございます。

なお、平成28年度中に個別指導計画等の共通書式を開発する予定であること、また、第八小学校区では巡回指導の開始が来年度、29年度であることから、今後、全小学校での導入に向けましては再度の改正を行う必要があることを鑑みまして、今回の帳票類は従来の通級指導学級入退級審査会で使用していたものに最小限の修正を加えた暫定版となっております。ご了解いただければと存じます。また、中学校では引き続き当面の間、通級指導学級が継続をしますことから、従来あります通級指導学級入退級審査会規則は廃止をしないものといたします。

説明は以上でございます。

○小町教育長 説明ありがとうございます。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 今、矢ノ口教育支援課長から説明がございました。この中で立川市特別支援教室等利用判定審査会規則の第2条第1項にあります特別支援教室等の利用等に係る調査審議に

関すること、この調査審議に関することについては、条件整理に係わるのかどうか、その辺りの内容をお聞きしたいのが1点です。

あとは第5条に、特別支援教室拠点校の校長のうちから互選により定める、とあります。この中で拠点校と巡回校との係わりも含めてなのではないかということでお尋ねします。

○小町教育長 矢ノ口教育支援課長、お願いします。

○矢ノ口教育支援課長 まず第2条についてでございます。この調査審議の中で特に条件整理に係わる点でございますが、例えば当該児童のお子さんが刺激物で非常に過敏に反応してしまう場合、聴覚や視覚に過剰な反応がある場合について、パーテーションを増やすですとか、指導の際の個別の対応というところでは教室の区切り方や教材の選び方など先生方が工夫されている点がございます。いずれにしましても、在籍校での様子、在籍学級での担任の先生の所見や、仮通級、仮体験をしたときの巡回指導の教員の見立てなどをも含めながら、支援について判定をしていくものでございます。

2点目にご質問いただきました拠点校の校長の中からの互選で1名というところでございますが、ここにつきましても機械的に校長会の中からお選任をいただいているものでございますが、田中委員からご指摘のございました拠点校と巡回校との特に連携の部分につきましては、現在やりながら様々な課題もありつつ校長先生方の中で実績を積み重ねていただいているところでございます。今後、拠点校を増やしていくということも第八小学校が来年度入りますので、より安定した制度運用ができるように努めていきたいと考えています。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 具体的な説明ありがとうございます。特に特別支援教室の拠点校が円滑に進み、なおかつ巡回校との連携を密にすることをお願い申し上げます。

○小町教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。

お諮りいたします。議案第28号、立川市特別支援教室利用判定審査会規則の制定について、提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第28号、立川市特別支援教室利用判定審査会規則の制定について、は承認されました。

◎議 案

(3) 議案第29号 立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について

○小町教育長 次に、議案(3)議案第29号、立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。

庄司教育総務課長、説明をお願いいたします。

○庄司教育総務課長 それでは、議案第29号、立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規

則について、説明いたします。

本議案の提案理由は、学校休業日の見直しその他文言の改正となります。

新旧対照表をご覧ください。まず第3条の改正でございます。表の右、改正前をご覧ください。従来より開校記念日及び都民の日が休業日となったままでございました。現在は休業日としておりませんので、これを削除するものでございます。あわせて、過去に2学期制をしいたことがございますので、その規定を削除するものでございます。

以下、次ページにわたり第16条の改正までは文言の整理でございます。

また第17条は、学校教育法の施行規則が規定する文言に合わせたものでございます。

第20条の2については、主語の「委員会」を加え、当事者を明らかにしたものでございます。

説明は以上でございます。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。

それではお諮りします。議案第29号、立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第29号、立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について、は承認されました。

◎協 議

（１）図書館の臨時休館について

○小町教育長 次に、日程2、協議（1）図書館の臨時休館について、に入ります。

土屋図書館長、ご説明をお願いいたします。

○土屋図書館長 本協議事項は「海の日」の臨時休館についてのもので、毎年お諮りしているものでございます。

立川市図書館では、通常、祝日は開館日となっておりますが、「海の日」につきましては中央図書館が入っております建物、ファーレ立川センタースクエアビルの法定電気設備点検が行われるため、建物全体が全館停電、断水、館内への立入禁止となり、図書館のコンピュータも全て停止いたしますので開館できない状況でございます。したがって、図書館条例第6条「ただし、教育委員会が特に必要があると認めたときは、臨時に休館日を定めることができる」の規定に基づきまして、本年7月18日月曜日「海の日」につきまして、中央図書館及び地区図書館全館で休館といたしたいというものでございます。

停電のために前日17日日曜日の閉館後、午後5時から翌19日火曜日早朝まで、インターネットや携帯での検索システム及び電話応答システムが使用できなくなるなど、利用者の皆

様には大変ご不便をおかけいたしますので、「広報たちかわ」6月25日号及び7月10日号に掲載をするとともに、本日お認めいただいた後に、立川市ホームページや図書館ホームページ、図書館ツイッター、館内掲示や図書館カレンダーで周知をするほか、小中学校につきましては校長会でお知らせをし、市内小中学校にお届けし全児童生徒に配布をいたします夏休みに向けてのおすすめ本のリーフレットにも掲載し、周知を図ってまいります。

なお、「海の日」翌日の19日火曜日は普段の平日として全館開館をいたします。

説明は以上でございます。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 私から一言、市民の方に大変ご迷惑をかけるということで、周知につきましては様々な方法をとって周知の徹底を図りたいと思いますし、また、協定を結んでいます周りの図書館は利用できると思いますので、そういった図書館も是非この機会にご利用願えればと思っていますので、そういったことも含めて広報をしていくことをお願い申し上げます。

○小町教育長 ほか、ないようでございます。

お諮りいたします。協議(1)図書館の臨時休館については、提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、協議(1)図書館の臨時休館について、は承認されました。

◎報 告

(1) 施設予約システムの休止について

○小町教育長 続きまして、3報告(1)施設予約システムの休止について、に入ります。

浅見生涯学習推進センター長、説明をお願いいたします。

○浅見生涯学習推進センター長 先ほど協議事項で図書館の臨時休館についてご説明がありましたが、同じく7月18日月曜日「海の日」に全館停電に伴う施設予約システムのサーバーが設置されているファール立川センタースクエアビルの法定電気設備点検をいたします。

施設予約システムの利用端末機による利用が、この日は終日できなくなります。システムの休止に伴い、各階におけるシステムを利用した窓口業務があわせて終日利用できなくなります。対象となる施設は別紙のとおりでございます。

また、利用者への周知は別紙のとおり7月1日から、ホームページ、市広報、また施設予約システム画面に掲載いたしまして、丁寧に利用者の方へ周知を浸透していくようにいたします。

以上で説明を終了いたします。

○小町教育長 報告ありがとうございました。

これより質疑に移ります。報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。これで報告(1)施設予約システムの休止について、の報告を終了いたします。

◎報 告

(2) 立川市教育委員会表彰基準の改定について

○小町教育長 続きまして、報告(2)立川市教育委員会表彰基準の改定について、に入ります。

庄司教育総務課長、説明をお願いいたします。

○庄司教育総務課長 教育総務課から、立川市教育委員会表彰基準の改正について、ご報告いたします。

まず、2枚目のA4横の立川市教育委員会表彰基準をご覧ください。

教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員について、業務上の成績が特に優秀な場合などに表彰することができる規程となっております。しかしながら本表彰の対象者は近年、児童・生徒が中心であり、教職員については平成19年に表彰したのが最後となっております。そこで教育の質の向上を目指し、今後は優秀な成績を収めている教職員につきましては積極的に表彰していく方針として、あわせて広く学校にも周知していくこととするものでございます。またあわせて、これを周知するにあたり、在職年数の条件を加える改正を行ったものでございます。それが下線部分のものになります。

なお、基準の上に位置付けられております立川市教育委員会表彰規程というものがございます。これは例規であり教育委員会にお諮りして決定するものでございますけれども、この改定はございません、その下に位置付けられている本基準につきまして、教育委員会事務局のほうで決定したことを報告させていただくものでございます。

報告は以上でございます。

○小町教育長 報告ありがとうございました。

これより質疑に移ります。報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 ただいま庄司教育総務課長から説明があった中で、私も長い間、このことについては前教育長または現教育長にもお願いしてきたのが、ようやく実現したということで非常にうれしく思います。今説明にもございましたように、業務上の成績が特に優秀な場合と、そういう規程の中で幾つか条件がきちんと明示されています。その中で昭和46年1月11日、教育委員会規程第1号、これが出されたときから今日まで、立川市教育委員会表彰規程で対象になった職員の方は大よそ何人ぐらいいらっしゃいますか。

○小町教育長 庄司教育総務課長、お願いします。

○庄司教育総務課長 数字はすみません、あいにく持ち合わせておりませんが、直近で平成19年に特別支援の関係で菅原先生という方を表彰させていただいたのが最後でございます。事

務局職員では表彰対象者はございません。調べてはおりませんけれども、ないと聞いております。分かるところは以上でございます。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 是非、立川市教育委員会表彰規程第1条から第6条を踏まえながら、優秀な教員をしっかりと表彰し教育現場に意欲を喚起する、そういう対応をよろしくお願いいたします。

○小町教育長 ほか、ございますか。

私から一言。これは田中委員からもご指摘いただいているものもございまして、子どもたちは先生方の指導の下、大変積極的に学校教育の中で学びに取り組んでもらっています。平成28年度はこの流れをさらにレベルアップをしたいと思っていまして、授業力の向上というものを掲げたわけでございます。これには教師の授業力を上げることが究極の取組でございまして、それには良い実践をしている教師の内容について、しっかりと教育委員会としても認めて、それを広く情報発信することによって、ほかの先生へその良い波紋を広げていきたいというのが狙いでございます。もちろん田中委員からご指摘がありまして、東京都の表彰もございますし、そういったものにつなげるという意味もございます。

そのような中で、学力向上、体力向上、特別支援教育の充実ということで今取り組んでいますし、小中連携であるとか立川市民科であるとか、本当に様々な良い実践が生まれておりますので、それをさらに今後は広げることが必要かと思っています。点から線へ、線から面へということで、立川市内全域にこのような良い事業を含めまして先生方の実践を広めてまいりたいという狙いがございますので、教育委員会の事務局としましても、そこら辺のしっかりと現場への目配りをして、今後ともその良い授業、良い先生方の発掘といいいますか、それを現場に足を運んで、是非そういった先生方を表彰したいと教育委員会も思っていますので、その現場の確認を指導主事含めましてよろしくお願いいたします。

○小町教育長 ほか、ないようでございます。これで、報告(2)立川市教育委員会表彰基準の改定について、報告を終了いたします。

◎報 告

(3) 通学区域変更説明会について

○小町教育長 次に、報告(3)通学区域変更説明会について、に入ります。

田村学務課長、報告説明をお願いいたします。

○田村学務課長 それでは学務課より、通学区域変更説明会についてご報告いたします。

この通学区域変更説明会につきましては、今年4月の教育委員会定例会で開催前の予定概要を説明しましたが、過日3回の説明会を開催しましたので、そのことをご報告いたします。

まず参加者数でございますが、資料の2番、参加者数のとおり、6月8日水曜日の夜、こちらは東京都の立川地域防災センターで行いしましたが、33人の参加がありました。6月11日土曜日の午前は第五小学校で行いまして45人、午後に第十小学校で19人、合わせて3回計97人の参加がございました。

当日は参加者に説明会の資料を配付し、スクリーンにも投影し説明をいたしました。説明後は質問を受け、教育委員会から回答をいたしました。また会場ではアンケート用紙も配付し、意見・質問の記載もしていただき、こちらの用紙は3回合計で89件を回収いたしました。

説明会での主な質問や意見を資料の下段に記載しました。その要旨についてご説明いたします。

1点目、平成29年3月にマンションが完成するのに、通学区域変更はその1年後の平成30年度からなのはなぜですかというご質問がありました。こちらにつきましては、マンション販売が始まって平成27年12月に事業者から予想よりも子育て世代の入居が多いという情報を得まして、その後協議をいたしまして、周知期間ですとか対応への準備等考えると2年おいた平成30年4月からがよいだろうというご説明をいたしました。

2点目、平成30年から通学区域を変更するわけですが、新1年生だけではなく現在第五小学校に通っている上級生の緑町児童も変更することは考えなかったのかというご質問をいただきました。こちらにつきましては、途中の学年で学校が変わりますと児童にとっての環境変化による影響が大きいという面がありますので、在校している児童は、卒業までは同じ学校に通学するということの対応にいたしましたのご説明をいたしました。

3点目、兄弟姉妹等がある児童の第五小学校への指定校変更の申請の説明をしたのですが、これはこういった形で行うのですかというご質問をいただきました。こちらにつきましては、入学前の年の8月に、そういった入学前のご説明をする書類の中に指定校変更の手続きの説明文章をお送りしますとお答えしました。

4点目、第十小学校への新たな通学路の安全対策についてでございますが、こちらは登下校時の通学の誘導員を配置することですとか、通学経路の中に標識ですとか路面に通学路の安全を促す表示をすることなどして、周りにも注意喚起をすることを考えているとお答えしました。

5点目、小学生、特に1年生にとって2キロメートルちかい通学距離は長いのではないかと、また、ランドセルや他の荷物を持って重たい中で、子どもについて心配だというご意見もいただきました。こちらにつきましては、最短距離を考えますともう少し短い距離になるのですが、安全面を考慮すると一番長い児童で1.9キロという長さが考えられますと確認のお答えをしました。そして通常の荷物以外に負担にならないよう学校や家庭との連絡等を図ることによって、ご心配の点は考慮を図っていきたいとお答えしました。

説明会の概要は以上ですが、今後、説明会でのこういった質疑応答を整理しまして、ホームページにも掲載したいと考えております。

報告は以上でございます。

○小町教育長 報告ありがとうございました。

これより質疑に移ります。報告内容を踏まえ、ご質問をお願いいたします。

はい、松野委員。

○松野委員 お疲れさまでございました。質問に対する答え方も概要も分かりました。それで、

参加者の方の反応はいかがでしたか。十分に理解、周知できたと思われましたか。

○小町教育長 田村学務課長、お願いします。

○田村学務課長 内容につきましては、必要性ですとかそういったものはご理解いただいたと思います。ただ、今後とも心配点に耳を傾けて説明してくださいということがありましたので、私どもも学校を通してなりホームページを通して、そういったご心配の点のお話を聞いたことについては、これから注意して対応していきたいと思っています。話の内容としてはご理解いただいたと考えております。

○小町教育長 松野委員。

○松野委員 この学区の変更を進めていく上で、課長は今後の課題は何だと捉えましたか。

○小町教育長 田村学務課長。

○田村学務課長 ご心配いただいた意見の中には、小さなお子様をお持ちの方は、周りのお兄さん、お姉さんたち、兄弟がいないご家庭については、自分の子どもだけが新たな学校に通うということで、そういったご心配を強く受けた点もありますので、小さなお子様だけが通うという点について、通学路の安全はもとより、教育上の受け入れの指導面のことも学校と連携を取りまして、その辺を気を付けてやっていきたいと思いました。

○小町教育長 松野委員。

○松野委員 ありがとうございます。

○小町教育長 ほか、ございますか。田中委員。

○田中委員 田村学務課長から丁寧な説明があつて、五小、十小の保護者の方もきっと安心されたのではないかと思います。その上で、私が聞き漏らしたのであれば申し訳ないのですが、主な質問・意見が5点出ています。それについて丁寧な説明がありましたが、私としては、ほぼ想定内の質問だと受け止めております。冒頭に田村学務課長から意見なり質問が89件とおっしゃっていました。その89件の中の5件がここに記されていますが、それ以外に特に質問あるいは意見として頻度の多い質問なり意見というのがあれば、2、3教えていただきたいと思いますが、もちろんそれについてはお答えされてきているわけですね。私のほうではどんな質問あるいは意見が出たのか、これ以外に2、3教えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○小町教育長 田村学務課長、お願いします。

○田村学務課長 説明会当日と重複する意見・質問がアンケート用紙に書かれたものが多かったです。それ以外にもありまして幾つかご紹介いたしますと、距離数の計測について、自分が歩いた感覚と、私ども先ほど言いました1.9キロとか1.3キロとかという数値を示しましたけれども、それはどのように測ったのかという意見がありました。それについては、3回ございましたので次の説明会のときに分かりやすく補足説明する形で対応いたしました。

あと意見としましては、小学校の学区が変わるということを中心にしていたのですが中学校につきましても、結果的にはどちらの学校にも、立川第二中学校にも行けるし立川第六中学校にも行けるという選択肢になるのですけれども、そういったとき周りの子どもはどう考

えているのかということも知りたいので、最終意思を申し出る前に何か一時的な希望の状況がどうかということを知りたいという意見も、質問の中にもそういった趣旨はありましたが、アンケートの中にもございました。

あとは、自分の子どもはもう大きくなったのだけれども、地域のこととして参加しましたというような、地域の方もこの説明会に来ていただいたということも、出していただいた提出用紙から読み取りました。

主だったことは以上でございます。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 今お聞きして、やはりそういう質問が考えられるなということで、それぞれ一つ一つ丁寧に説明されたことについて感謝申し上げます。今後、保護者の立場あるいは児童の立場に立って、一つ一つ円滑に丁寧に進めていただくことをお願い申し上げます。

○小町教育長 ほか、ございますか。佐伯委員。

○佐伯委員 資料を見ましても大変丁寧に説明をさせていただいて、かなりご納得いただいているのではないかと思いますけれども、質問のときの答えとして、周りへの注意喚起というものがありました。第十小学校に近い地域は町内会も恐らくあの辺はあるでしょうし、皆さん住民の方の連絡も行き届くかなという気はするのですが、緑町のあの大きな建物の中、なかなか連絡がいかないと思うのですが、ああいう所にお住いの皆さんに、今度児童たちが通っていく道が変わっていくんだと、違う方向にもずいぶん子どもたちが歩いているんだというようなことを知らしめるというか、お知らせする手段みたいなものというものはあるんですか。

○小町教育長 田村学務課長、お願いします。

○田村学務課長 この説明会をする前に私どもはそれぞれの各建物の中の組織の自治会の代表者ともお話をしました。そういった中で、年に数回総会などあるそうですし、各戸に配付するような連絡手段をとっていることも聞きましたので、今後、各建物にお住いの方にも、そういった今の代表者を通じて適切な周知方法などを聞いて、これからも地域への周知をしていきたいと思います。今回緑町の地域の方が対象ですが、先ほど言いました、第十小学校に行く途中にも集合住宅がありまして、そういった方たちとの地域の連絡体制の中の話なども出ていますので、広く第十小学校に通う人たちの連絡体制というのも少しずつ構築していきたいと考えております。

○小町教育長 佐伯委員。

○佐伯委員 あの地域は子どもたちが通っていた実績がない道路を通って行くことになりますので、長い間に培われてきたそういった見守りの体制みたいなものができ上がっていないということで、そういうところには十分目を配っていただけたらと思います。

○小町教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 私から一言。私も全て説明会に参加させていただきまして、ご心配の声もいた

だいています。その中で私がご挨拶でも申し上げたのですけれども、立川市は全体的には人口減ということに入っていますけれども、市内一律に人口が減るわけではなくて、人口が維持、または若干増えている地域もある、逆に既に減っている地域もあるということで、地域にバラつきができているのが現状でございます。たぶんこれは年代の中での過渡期の状況かと思っていまして、20年、30年経たないスパンでみると人口減というのは明らかでありますし、子どもの数というのは減っていくということは統計上も見えているわけでございます。ただ、このような過渡期にもしっかりと教育的な子どもの環境を確保するというのは教育委員会の責任でございますので、そういった意味で丁寧にとということで学区の変更ということでご説明を行ったわけでございます。

緑町の皆様に本当にご迷惑をかけておりまして、基地跡地の開発の中で緑町という町が生まれましたもので、当初は道路が南の方角しかできていなかったために第四小学校に通っていただいたという経緯がございます。今度は東に道路ができましたので第五小学校、そのときはまだ北の道路ができていなかったわけでございます。今度は北の道路ができて第十小学校ということになるわけございまして、本当に緑町の皆様にはご迷惑をかけていると思っていますけれども、前段で申し上げました第五小学校は子どもたちが入れなくなることが明確になっておりまして、建築の基準上、増築もできないということの中で、学区の変更というやむを得ない措置をとるわけでございます。

これに関しましてはご心配の声を私も直接お伺いしましたので、学校の安全指導であるとか、子どもがこれから具体的に施策をしてまいりたいと思っています誘導員の配置であるとか、そういうこともしっかりと対応してまいりたいと思いますし、また、児童の安全というのは行政と学校だけでは守れない事項でございますので、そこに保護者とか地域住民も是非加わっていただいて、地域全体で子どもたちの教育環境の安全、通学路の安全というのを確保してまいりたいと思っているわけでございます。

具体的な対応が見えた段階で、情報発信をお願いします、説明をお願いしますという声があったので、子どもも警察含めてこれから具体的な、最終的な検討に入ってまいりますので、それが明確になった段階でしっかりと説明を地域の方にしていきたいと思っています。ご心配は、やはり説明がなかなか足りない部分になりますとご心配が増えてしまうということがあろうかと思っておりますので、そのご心配を少しでも軽減したいと思いますので、丁寧な説明を今後とも図ってまいりたいと考えているところでございます。

ほか、ございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。これで報告(3)通学区域変更説明会について、の報告を終了いたします。

○小町教育長 次に、その他に入ります。

その他、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

◎閉会の辞

○小町教育長 次回の日程を確認いたします。次回、平成 28 年第 13 回立川市教育委員会定例会は平成 28 年 7 月 7 日、13 時 30 分から、208、209 会議室で開催いたします。

これもちまして、平成 28 年第 12 回立川市教育委員会定例会を終了いたします。

午後 2 時 1 4 分

署名委員

.....

教 育 長